

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女が、社会の対等な一員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会である「男女共同参画社会」の実現が、21世紀の我が国の最重要課題であると位置づけられ、平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法^{※1}」として制定されてから10年以上が経過しました。

少子高齢化の進展とそれによる今後の労働力不足への懸念や、社会経済活動の急激な変化による生活環境の大きな変化に対応していくためには、男女共同参画社会の実現がますます重要です。

本市では、平成10（1998）年「おかざき男女協働プラン」（以下、「協働プラン」という）を、平成15（2003）年には、「ウィズプランおかざき21」（以下、「ウィズプラン」という）を策定し、男女を取り巻く問題の解決や様々な施策に取り組んできました。平成17（2005）年には岡崎市男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて計画を推進してきましたが、未だ、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識が根強く残っています。

本市において、誰もがその人権を尊重され、性別によらず、個性と能力を發揮できる社会を実現するため、地域特性を尊重するとともに優先的取り組み事項を定めるなどの施策の実効性を確保することが必要です。

平成22（2010）年度に、「ウィズプラン」の計画期間が満了を迎えることから、これまでの取り組みを継承しつつ、新たな課題に対応しながら、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するために本計画を策定します。

※1 男女共同参画社会基本法：本編P67参照

2 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び岡崎市男女共同参画推進条例^{※1}（以下、「市条例」という）第10条による計画です。

また、この計画は、「第6次岡崎市総合計画」を上位計画とし、各計画との整合性を図りながら、本市における男女共同参画社会の実現に関する計画として策定するものです。

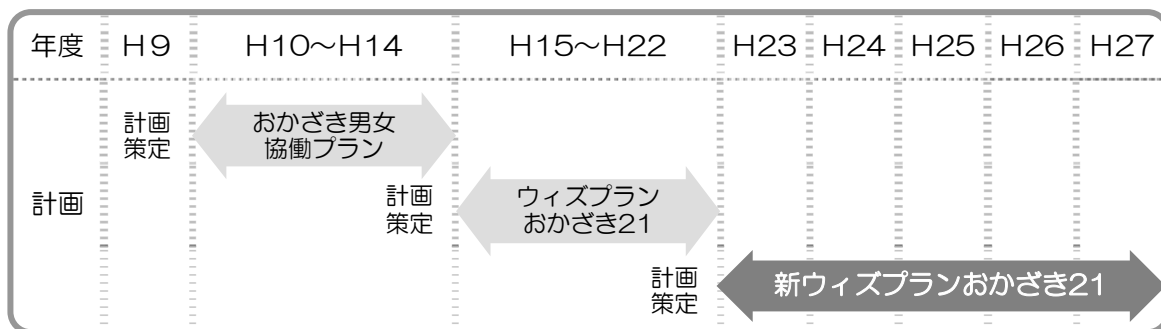
3 計画の目的

男女共同参画とは、「市条例」第2条に「男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと」と定義していますが、市、市民、教育に携わる者、市民団体、事業者が力を合わせ、総合的かつ計画的に男女共同参画の取り組みを推進することを目的としています。

4 計画の期間

平成23（2011）年度から平成27（2015）年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変動や市民ニーズの変化及び施策の進捗状況を勘案しながら必要に応じて見直しを行うものとしします。



※1 岡崎市男女共同参画推進条例：本編P64参照

5 計画の特色

(1) 指標の設定

本計画は、施策の実効性を高めることや実質的效果を把握するため、各主要項目に指標を設け、本計画期間の最終年度である平成27（2015）年度までの目標を定めています。

(2) 協働に向けての取り組み

男女共同参画社会を実現するためには、市の取り組みだけでなく、市民や事業者等との協働が必要です。そのため、市だけでなく、市民・教育に携わる者・市民団体・事業者の取り組みについて記載しています。

(3) 優先的取り組み事項

「ウィズプラン」における施策の成果を踏まえつつ、新たな課題への対応を促進するため、優先的に取り組む事項を定め、計画期間における効果的な推進体制を確保します。

6 計画の背景

(1) 世界の中の日本

2009年、国連の女子差別撤廃委員会の最終見解において、女性差別解消に向けた日本の取り組みの遅れが指摘されました。「根深く残る固定的性別役割分担意識の解消」や、「男女の賃金格差の是正」「非正規雇用の多数を女性労働者が占めている現状の改善」「セクシュアル・ハラスメント等職場における性差別への制裁」「女性に対する暴力に関する取り組みの強化」等が日本に対して求められました。

内閣府発表の「男女共同参画白書」平成22年度版によると、日本は人間開発指数^{※1}が世界10位でありながら、ジェンダー・エンパワーメント指数^{※2}は57位、ジェンダーギャップ指数^{※3}は101位となっており、他国と比べて男女の格差が大きく、女性が政治・経済活動に参画し、意思決定する機会が不十分であることがうかがえます。

※1 人間開発指数（HDI）：「長寿を全うできる健康的な生活」「教育」「人間らしい生活」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数

※2 ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）：女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測る指数

※3 ジェンダーギャップ指数（GGI）：男女間の格差を数値化したもので、経済分野・教育分野・政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味する指数

表1.1 人間開発に関する指標の国際比較

【人間開発指数 (HDI)】			【ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)】			【ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)】		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GEM値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.971	1	スウェーデン	0.909	1	アイスランド	0.828
2	オーストラリア	0.970	2	ノルウェー	0.906	2	フィンランド	0.825
3	アイスランド	0.969	3	フィンランド	0.902	3	ノルウェー	0.823
4	カナダ	0.966	4	デンマーク	0.896	4	スウェーデン	0.814
5	アイルランド	0.965	5	オランダ	0.882	5	ニュージーランド	0.788
6	オランダ	0.964	6	ベルギー	0.874	6	南アフリカ共和国	0.771
7	スウェーデン	0.963	7	オーストラリア	0.870	7	デンマーク	0.763
8	フランス	0.961	8	アイスランド	0.859	8	アイルランド	0.760
9	スイス	0.960	9	ドイツ	0.852	9	フィリピン	0.758
10	日本	0.960	10	ニュージーランド	0.841	10	レソト	0.750
	⋮			⋮			⋮	
	⋮		56	キルギスタン	0.575		⋮	
	⋮		57	日本	0.567		⋮	
	⋮		58	スリナム	0.560		⋮	
	⋮			⋮			⋮	
	⋮			⋮		100	マレーシア	0.647
	⋮			⋮		101	日本	0.645
	⋮			⋮		102	セネガル	0.643

備考：HDIは国連開発計画（UNDP）「Human Development Report 2009」より作成、測定可能な国数は182か国
 GEMは国連開発計画（UNDP）「Human Development Report 2009」より作成、測定可能な国数は109か国
 GGIは世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2009」より作成、測定可能な国数は134か国
 全国資料：内閣府「男女共同参画白書」平成22年度版より転載

表1.2 日本における人間開発に関する指標順位の推移

	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)	17年度 (2005)	18年度 (2006)	19年度 (2007)	20年度 (2008)	21年度 (2009)
HDI	9位	9位	9位	9位	11位	7位	8位	8位	10位
GEM	31位	32位	44位	38位	43位	42位	54位	58位	57位
GGI						80位	91位	98位	101位
(GDI ¹)	11位	11位	13位	12位	14位	13位	13位	12位	14位

備考：HDI・GEM・GDIは国連開発計画（UNDP）「Human Development Report」2001～2009より作成
 GGIは世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report」2006～2009より作成
 全国資料：内閣府「男女共同参画白書」平成14年度版～22年度版より転載

GEMに替わる新たな指標「男女不平等指数：GII (Gender Inequality Index)」

国連開発計画（UNDP）では、「女性の経済力を重視する」指標である「GEM」に変えて、新たな指標となる「GII」を2010年採用した。これは「女性の可能性を損なうことが社会の損失になる度合い」とされ、妊産婦死亡率や若年女性の出産率などを考慮するもので、結果として日本の順位は57位（2009年/GEM）から12位（2010年/GII）へ好転した。

健康面での良好さが考慮された結果である。しかしながら、女性の政治経済への参画は進んでおらず、またリプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点からの問題も未解決で残っているなど、課題は多い。

※1 ジェンダー開発指数 (GDI)：人間開発指数 (HDI) と同じく基本的能力の達成度を測定するものであるが、その際、女性と男性の間で見られる達成度の不平等に注目した指数。ただし、男女共同参画白書では平成20 (2008) 年度よりGDIに替えてGGI (Globalが追加された Global Gender Gap Index: GGGIも同義) を指標として使用している。

(2) 国内外の動き

世界の動き

1975年、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」で「世界行動計画」が採択され、続く1979年には、国連総会において、法的拘束力を持つ国際条約である「女子差別撤廃条約」が採択されたことで、女性差別をなくす世界的な取り組みは徐々に進められてきました。

1995年、「第4回世界女性会議」（北京会議）が開催され、男女が対等なパートナーとなるための国際的な指針となる「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択されました。この綱領では、女性の人権の強化や、男女平等、女性の地位向上の重要性が強調され、各国の取り組みへと受け継がれていきました。

2000年になると、国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、北京会議で採択された行動綱領の評価と見直しを行うとともに、実施にあたっての更なる行動とイニシアティブ（成果文書）が検討されました。

2005年には、北京会議から10年を迎え、「北京宣言」「北京行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」が再確認され、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されたことで、より実質的な取り組み段階へと進んできています。

日本の動き

昭和50（1975）年「国際婦人年世界会議」を受け、昭和52（1977）年に策定した「国内行動計画」において、我が国においても、国際的な動きに呼応した取り組みが進められることになりました。昭和60（1985）年には「女子差別撤廃条約」の批准、翌昭和61（1986）年には「男女雇用機会均等法」^{※1}の施行など、法整備も行われてきました。

平成8（1996）年、「北京行動綱領」で示された課題に対処するため、「男女共同参画2000年プラン」を策定した後、平成11（1999）年「男女共同参画社会基本法」の施行、平成12（2000）年「男女共同参画基本計画」の策定と、その歩みを着実に進めてきました。

平成13（2001）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定、また平成17（2005）年「改正育児・介護休業法」が施行と、より実質的な法整備を行うとともに、「男女共同参画基本計画（第2次）」の策定により、具体的施策の内容が示されました。

※1 男女雇用機会均等法：昭和47（1972）年に制定された「勤労婦人福祉法」が、昭和60（1985）年に改正し名称変更もされて「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」となり、更なる改正を重ね、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」となった。

平成19（2007）年、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※1）憲章」及び行動指針が策定された流れを踏まえ、平成22（2010）年には新計画が公表され、一層の推進が進められています。

愛知県の動き

昭和51（1976）年、「青少年婦人室」が設置されたことに始まり、会議開催や懇話会の設置、また「第5次愛知県地方計画」への反映など、愛知県では女性施策が推進されてきました。

平成元（1989）年以降、男女共同参画を進めるプランの策定や活動拠点施設の開館、また平成14（2002）年には条例の制定、平成17（2005）年には「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の策定など、国や世界に呼応した体制が整えられました。

平成18（2006）年には、愛知万博・中部国際空港の2大事業の理念と成果を活かし、これまでの取り組みを一層推進するため「あいち男女共同参画プラン21（改定版）」を策定しましたが、平成23（2011）年には、国における基本計画の改定が行われることから、それに対応した新計画が策定され、具体的施策が進められています。

岡崎市の動き

国・県の動きに呼応し、本市では、昭和46（1971）年、働く女性たちの拠点施設として「働く婦人会館」が開館し、学習活動の奨励と人材育成が進められてきました。

昭和60（1985）年、市民部に「青少年婦人室」が設置され、2年後に「青少年婦人課」と改称すると、平成2（1990）年に策定された「第4次岡崎市総合計画」において、女性の項目を新設し、「意識づくりの推進」「女性登用の促進」「働く婦人会館の整備充実」「健康と福祉の充実」の4つが方針として定められました。

平成7（1995）年、「青少年女性課」に改称すると、時代のすう勢の中で解散となった「岡崎市婦人団体連絡協議会（婦連協）」に替わり、女性の地域組織として学区女性団体が結成され、ネットワーク化を図ってきました。

平成10（1998）年、初の行動計画となる「協働プラン」が策定され、女性の自立を応援し、活動を促進するための講座の開催など女性のための施策が展開されてきました。

※1 ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいう。

平成14（2002）年には、「男女共同参画班」において、新たな計画の策定に向けて取り組みが進められ、翌平成15（2003）年「ウィズプラン」がまとめられました。その後、男女共同参画社会の実現のための基本理念を明らかにし、推進体制等を定めた条例の制定が急務とされ、「男女共同参画推進懇話会」において検討された結果、平成17（2005）年、岡崎市条例第5号「岡崎市男女共同参画推進条例」が公布されました。

一方、「働く婦人会館」は、築後30余年が経過し、老朽化も進んだことから取り壊しが決定され、男女共同参画センター機能は中心市街地における図書館交流プラザへと引き継がれることになりました。平成20（2008）年、組織改正により、「市民文化部市民協働推進課男女共同参画班」と「教育委員会図書館交流プラザ市民活動総合支援センター窓口班」に改組され、「男女共同参画班」で計画推進のための施策を、「窓口班」で相談業務及び講座開設等を担当することになりました。同年11月、図書館交流プラザがオープンし、男女共同参画センター機能が始動し始めると、平成21（2009）年、引き継ぎを終えた「働く婦人会館」は取り壊されました。女性専門の相談窓口の周知が進んできた図書館交流プラザでは、女性相談の件数も増加を続けています。

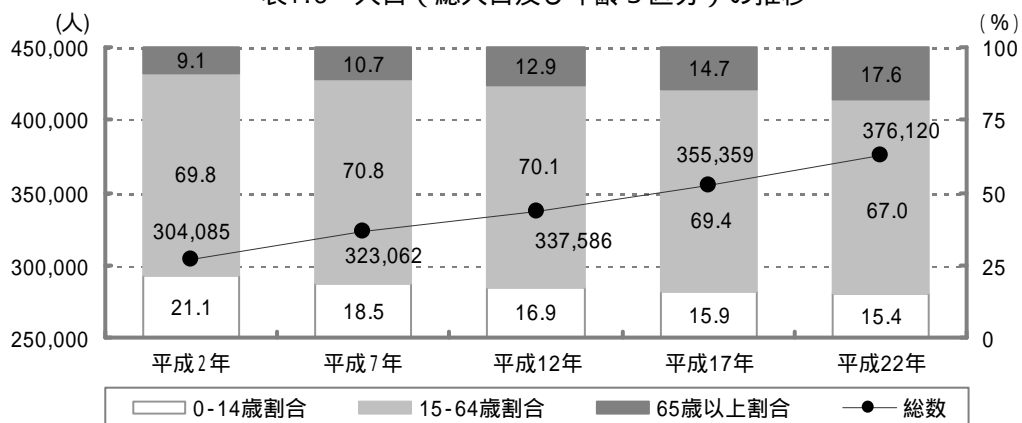
（3）岡崎の現状

人口等からみる現状

本市の総人口は平成22（2010）年4月1日現在で376,120人となっており、年々増加傾向にあります。人口割合で見ると、平成22（2010）年では平成2（1990）年に比べ、65歳以上人口割合が増加、15歳未満人口割合が減少しており、少子高齢化が進行しています。

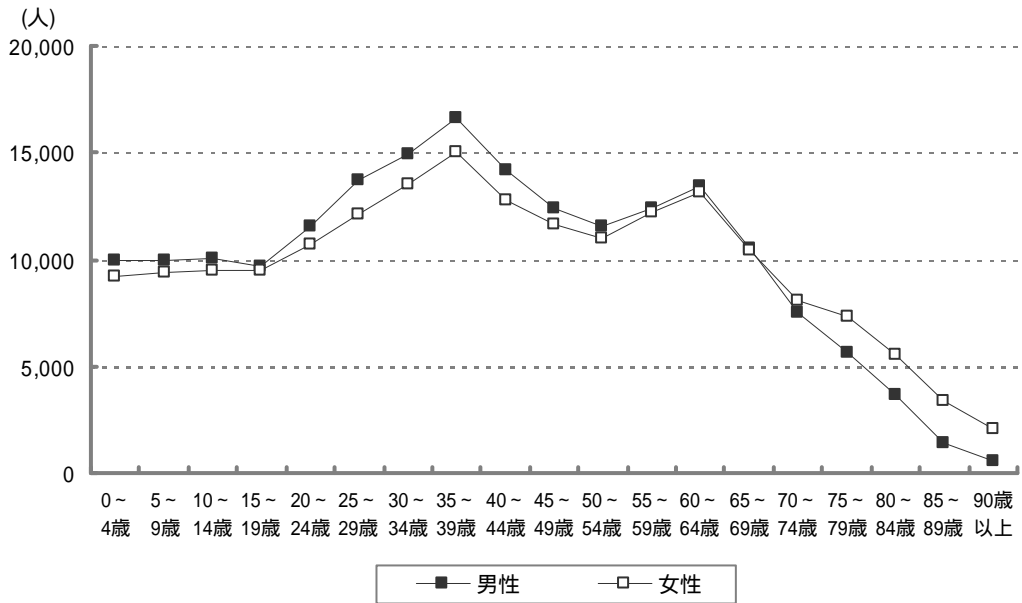
また、男女別年齢階級別で見ると、最も人口が多くなっている30歳代では男女差が大きく、更に70歳以上になると男女差が逆転し、女性の高齢者が多くなっています。

表1.3 人口（総人口及び年齢3区分）の推移



岡崎市資料：岡崎市住民基本台帳及び外国人登録（各4月1日時点）

表1.4 男女別年齢階級別人口

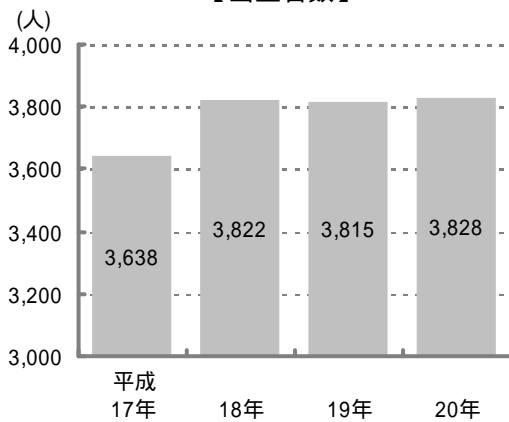


岡崎市資料：岡崎市住民基本台帳及び外国人登録（平成22年4月1日現在）

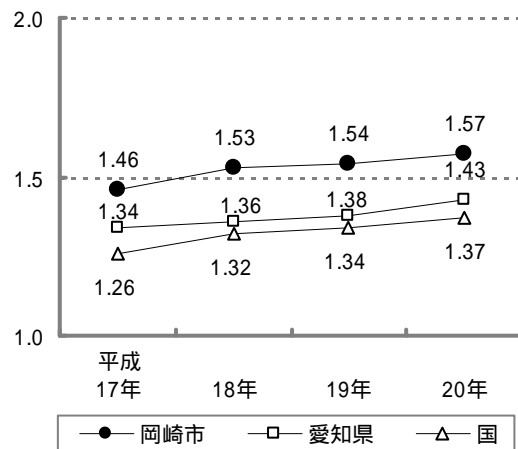
出生者数の推移をみると、平成18(2006)年以降は3,800人台で推移しており、合計特殊出生率では、平成17(2005)年以降は緩やかに増加傾向にあり、愛知県や国の数値を上回って推移しています。

また、本市の世帯数は増加傾向にあり、平成17(2005)年には約13万世帯となっていますが、一世帯あたりの人員は減少し同年には2.74人となっています。夫婦と子の世帯が減少しているのに対し、単独世帯・夫婦のみの世帯は増加して推移しています。

表1.5 出生数の推移・合計特殊出生率の推移
【出生者数】

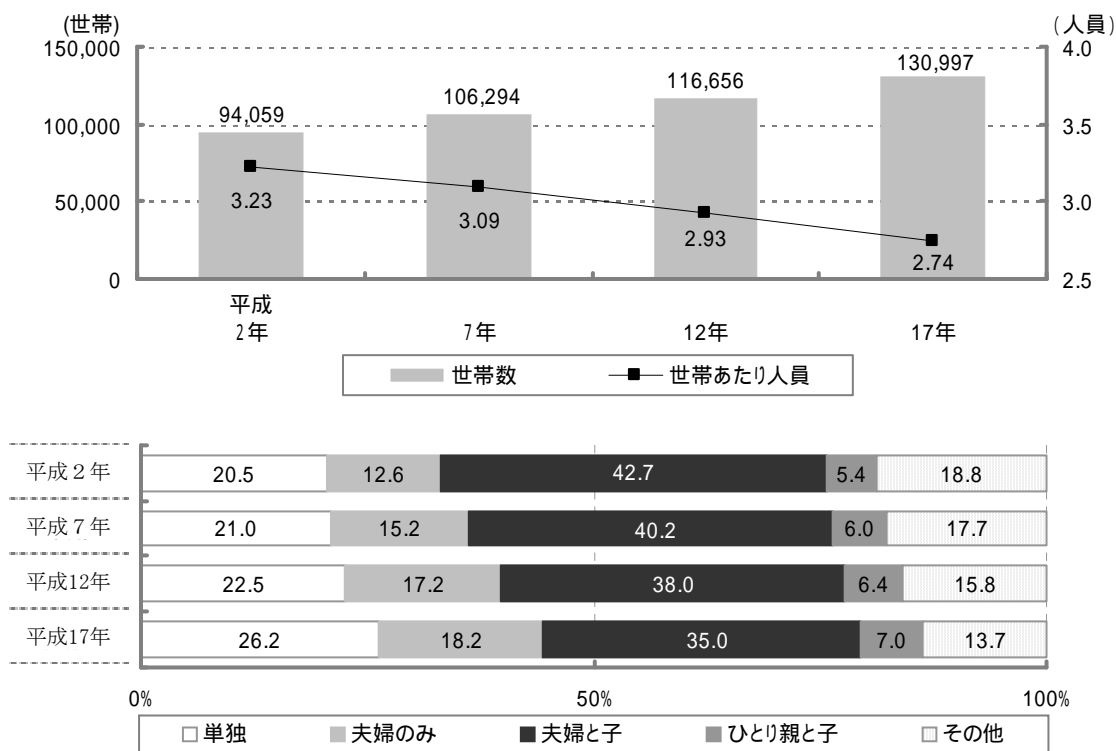


【合計特殊出生率】



岡崎市資料：岡崎市次世代育成支援行動計画（後期計画）
（平成17年は旧岡崎市のみ）

表1.6 世帯数と世帯あたり人員の推移及び家族類型別世帯数の推移



全国資料：国勢調査（岡崎市）

意識調査結果からみる現状

本市における女性の社会参加への現状、社会活動への参画の機会に関するニーズ、男女平等並びに女性の人権に対する意識について、前回調査※1との市民意識の変化等を把握するとともに、今後の男女共同参画施策の基礎資料とするために、『「ウィズプランおかざき21」見直しにあたっての市民意識調査』（以下、「ウィズプラン見直し調査」という）を平成20（2008）年に実施しました。また、同時に事業所調査、本市職員への調査を実施しました。

【調査の概要】

	市民意識調査	事業所意識調査	職員意識調査
調査時期	平成20年8月	平成20年10月	平成21年2月
調査対象者	市内在住の成人男女 3,000人	岡崎市内の企業 4,000事業所	岡崎市役所に勤務する者
調査方法	郵送による配布・回収	郵送（岡崎商工会議 所報に同封）による 配布・回収	愛知電子申請システムによる回答方式
回収数	1,050件	356件	600件

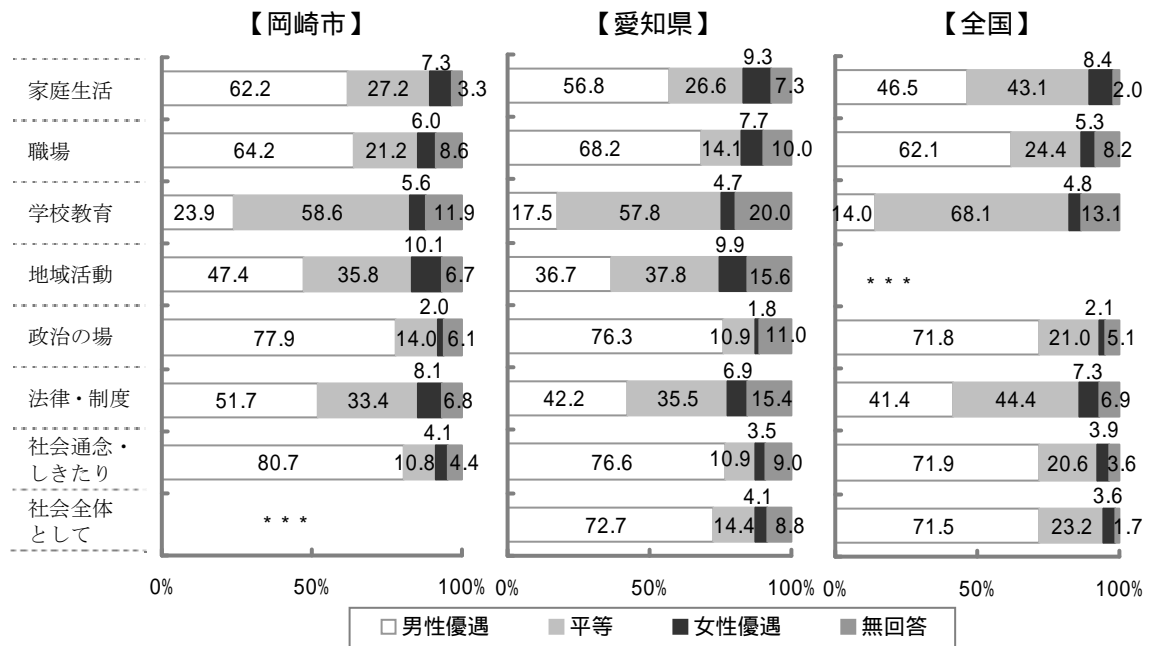
※1 前回調査：平成13（2001）年、平成8（1996）年、平成元（1989）年にそれぞれ意識調査を実施

調査は、「男女共同参画社会について、家庭生活について、子育て・教育について、職業について、地域や社会とのかかわり方について、高齢社会や介護について、ドメスティック・バイオレンス（DV）※1について、男女共同参画社会の推進について」の8領域32項目で実施し、男女間の意識の違いを明らかにしました。

ア 各分野における男女平等意識については、さまざまな場面で男性優遇であると思う人が、愛知県や国より高くなっています。

表1.7 各分野での平等感

(***は該当データなし)

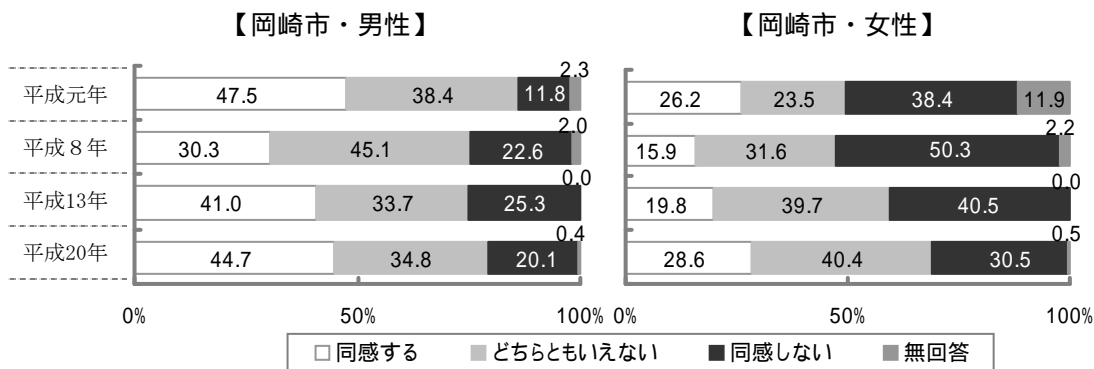


岡崎市資料：「ウィズプラン見直し調査」(H21)
 愛知県資料：男女共同参画意識に関する報告書 (H20)
 全国資料：内閣府 男女共同参画に関する世論調査 (H21)

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

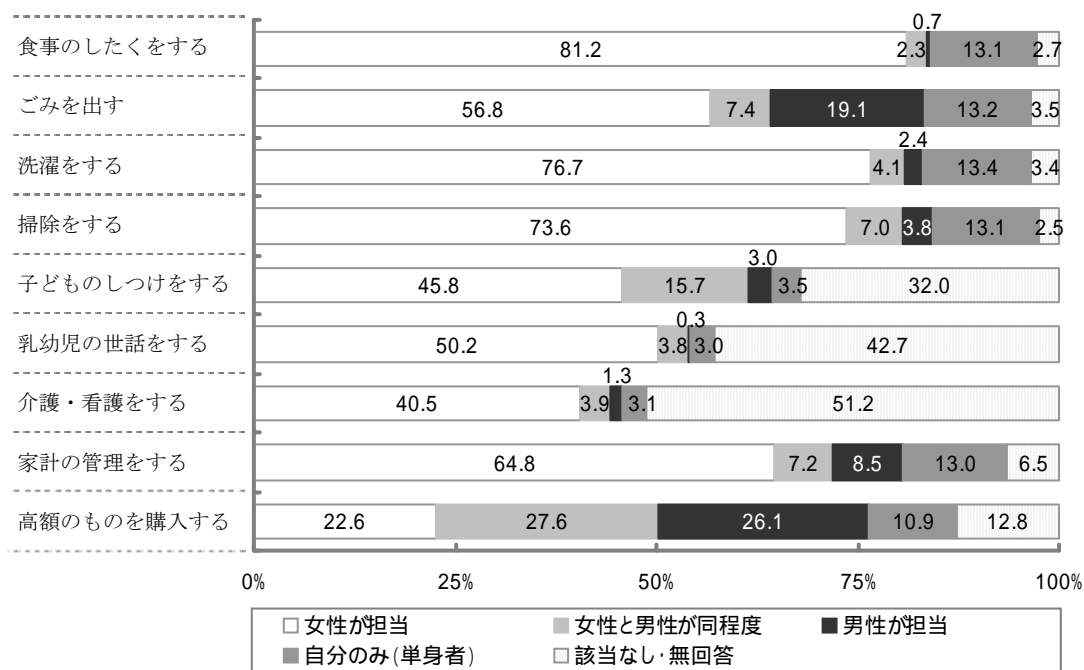
イ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について男性は「同感する」人が多く、女性は「同感しない」人が多い傾向は変わっていません。実態においては女性の就労率は増えており、共働き世帯は、愛知県では平成17（2005）年には半数を超えています。しかし、女性の半数以上は非正規雇用者です。一方、家庭生活の分担状況をみると、家庭生活の大半が女性に依存していることがうかがえます。

表1.8 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



岡崎市資料：「女性に関する生活実態と意識の調査」(H元)
 「男女平等に関する市民・職員意識調査」(H8)
 「男女平等に関する市民・職員意識調査」(H13)
 「ウィズプラン見直し調査」(H21)

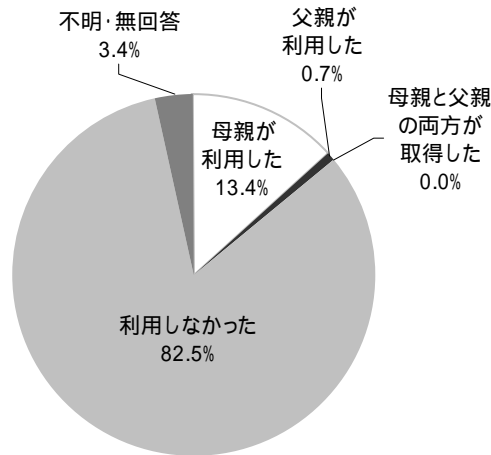
表1.9 家庭生活の分担状況



岡崎市資料：「ウィズプラン見直し調査」(H21)

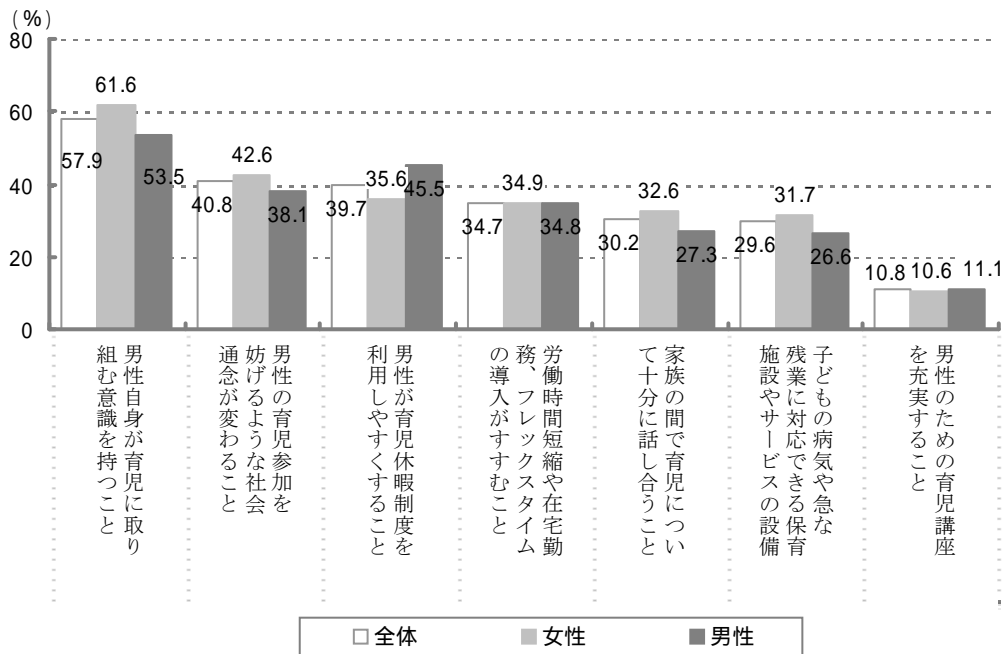
ウ 男性の育児への参加は増加していません。男性の育児休業取得率は、0.7%にとどまっており、女性に子育ての負担がかかっています。今後は、働き方の見直しを含めて男性の育児参加が求められますが、そのためには、男性自身の意識の変化や社会通念の変化、育児休業制度の整備などが必要です。

表1.10 育児休業の取得状況（対象：未就学児童保護者）



岡崎市資料：岡崎市次世代育成支援に関する市民意識調査（H21）

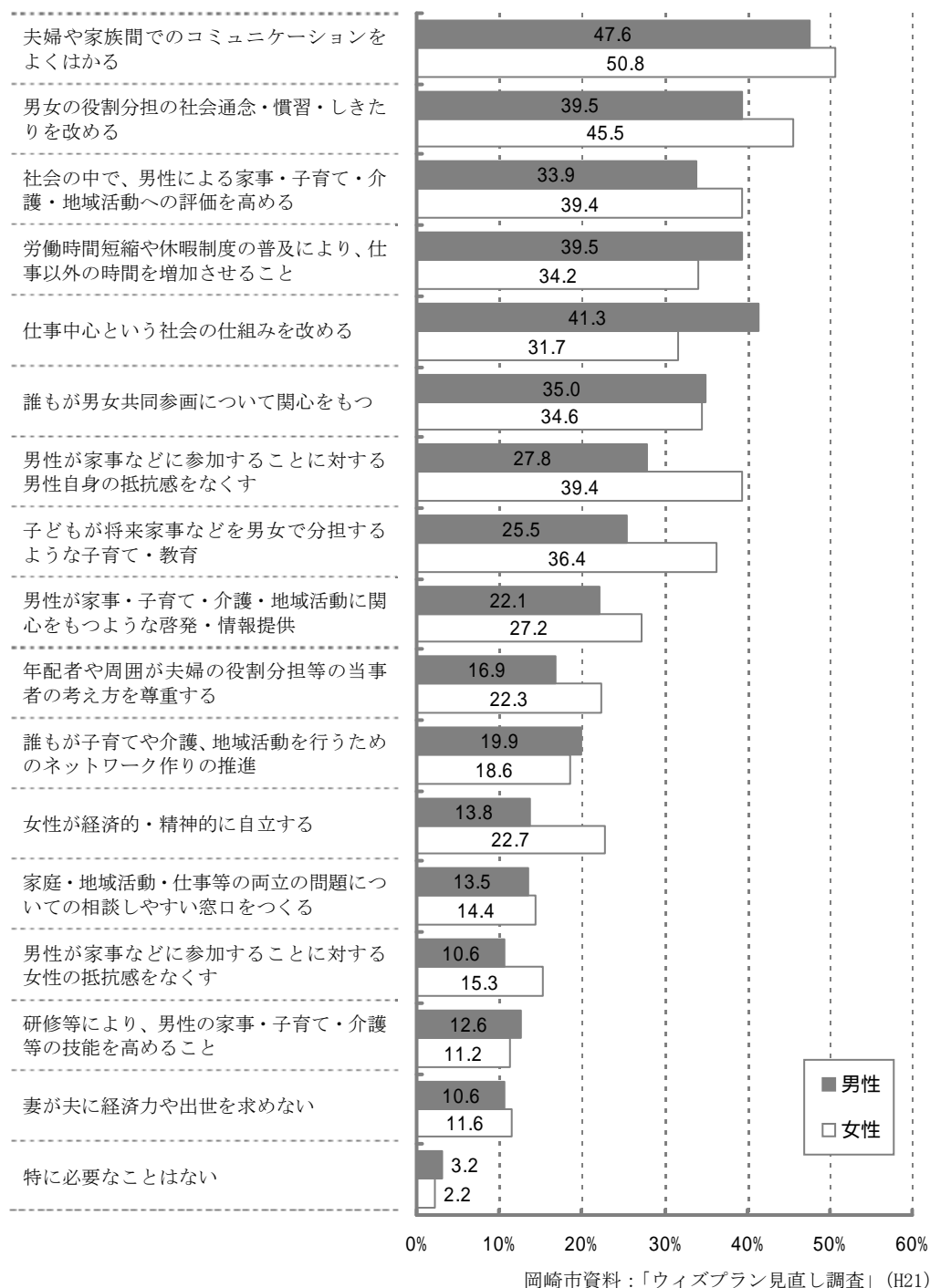
表1.11 男性がより育児に参加していくために必要なこと（回答は3つまで）



岡崎市資料：「ウィズプラン見直し調査」(H21)

エ 男女がともに家事等や地域活動に積極的に参加していくために必要なこととしては、男女ともに「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」が最も多く、次いで女性では「男女の役割分担の社会通念・慣習・しきたりを改める」が多かったのに対し、男性では「仕事中心という社会の仕組みを改める」という意見が多くありました。

表1.12 男女がともに家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加するために必要なこと
(あてはまるもの全て)



オ 男女共同参画社会の実現を図るため岡崎市に期待することとしては、「高齢者・病人の在宅介護サービスや施設又は、福祉施策の充実」が最も多く、次いで「育児・保育施設や支援事業の充実」という意見が多くありました。

表1.13 男女共同参画社会の実現を図るため岡崎市に期待すること（回答は3つまで）

